

年金機構けんぽからのお知らせ（第317号）3. 1. 29

「医療費のお知らせ」及び「ジェネリック利用促進のご案内」を発行します。

当健康保険組合では、健康保険組合事業運営指針（厚生労働省保険局長通知）に基づき、保険給付に要する費用の適正化を図る観点から、

- ① 加入者の皆様の大切な保険料で支払われている医療費について、当該医療にかかった費用全体の額をお知らせし、月別・医療機関別の受診状況をご確認いただくとともに、医療費の実情をご理解いただき健康に対する認識を深めていただけるよう、「医療費のお知らせ」を発行します。
- ② また、加入者皆様のお薬代の負担軽減が図られることや、健康保険財政の改善にもつながることを目的として「ジェネリック利用促進のご案内」を発行します。

（※①②ともに2月上旬から拠点あてに順次発送いたします。）

1. 発行対象者

【医療費のお知らせ】

令和3年1月現在、当健康保険組合の加入者で、令和2年1月から令和2年10月の間に診療を受けた方を対象としています。

【ジェネリック利用促進のご案内】

令和3年1月現在、当健康保険組合の加入者で、令和元年10月から令和2年9月の調剤報酬明細書をもとにして、ジェネリック医薬品への切り替えにより、薬代が一定額以上軽減される方を対象としています。

2. 配付方法

加入者（被保険者、被扶養者）個人ごとに作成し、被保険者の所属拠点あてにまとめて送付します。

ご担当者様には、お手数をお掛けしますが、被保険者の方へ配付いただきますようお願いいたします。

3. その他

- ・ 「医療費のお知らせ」及び「ジェネリック利用促進のご案内」は、再発行できませんので大切に保管してください。
- ・ 「医療費のお知らせ」については、確定申告（医療費控除）の手続きにも利用することができます。医療費が記載されていない場合は、医療機関発行の領収書が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 健康ポータルサイト Pep Up に登録されている方（被保険者）については、「医療費のお知らせ」及び「ジェネリック通知」が閲覧できるようになっております。（「医療費のお知らせ」は1ヶ月ごと、「ジェネリック通知」は3ヶ月ごとに更新されます。）

健康ポータルサイト Pep Up に登録されていない方は、この機会に登録をお願いいたします。登録方法は「年金機構けんぽからのお知らせ第316号」の別添「ユーザー登録方法」をご覧ください。

ジェネリック医薬品について

厚生労働省によって先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつと認められた医薬品のことであり、先発医薬品に比べ安価となっています。

ジェネリック医薬品の利用により、加入者皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながるものです。このことから当健康保険組合が提供している「ジェネリック医薬品希望」シール(広報誌 Kenpo News13 の7頁)を被保険者証やお薬手帳に貼付していただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構健康保険組合

「医療費のお知らせ」に関すること

業務課 菊地 TEL 03-5336-0313

「ジェネリック利用促進のご案内」に関すること

保健事業課 吉田・安部 TEL 03-5336-0314

参考

「医療費のお知らせ」の留意事項等

(1) 留意事項等について

- ① 記載されている医療費の総額等のうち、保険医療機関等受診分については、審査機関より請求のありました診療報酬明細書（レセプト）の内容（決定点数）を基に作成しています。
- ② 精神にかかる治療で医療機関に受診した場合や、医療機関等からの請求が遅れている場合等については記載されていません。
- ③ 健康保険適用で受けた診療分を記載していますので、健康保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）や入院時の食事の費用は含まれていません。

(2) 記載内容について

【医療費のお知らせイメージ】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
診療等を受けた方	診療年月	日数又は回数	診療区分	医療費の総額(円)	健保組合が支払った額(円)	国等からの公費負担額(円)	自己負担額(円)	医療機関名等
〇〇 〇〇	2 10	1	医科外来	4 890	3 423		1 467	□□□病院

①	診療等を受けた方	受診者名（受診時点での氏名を記載）
②	診療年月	診療等を受けた年月
③	日数又は回数	その月に受診した日数（回数）
④	診療区分	医科外来、医科入院、歯科外来、歯科入院、調剤、柔整師会、鍼灸、按摩等の区分
⑤	医療費の総額	当健康保険組合の健康保険適用で受けた医療費の総額（決定点数×10円）
⑥	健保組合が支払った額	医療費の総額のうち健康保険組合が負担した額
⑦	国等からの公費負担額	国が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の額（該当の場合のみ記載）
⑧	自己負担額	一部負担金相当額（1円単位）を記載していますが、医療機関の窓口等での負担額は10円単位となっておりますので、実際の支払額と異なる場合があります。また、市区町村の助成を受けられた場合等も、実際の支払額と異なる場合があります。
⑨	医療機関名等	受診した医療機関名等を表示（柔道整復施術療養費の場合は、医療機関名等の欄は空欄となります。）